

難病患者福祉見舞金の申請をされていない皆さまへ（令和2年度分）

本市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、再度申請期間を設けました。まだ申請がお済みでない方は、申請してください。

- ▶ **対象者** 令和2年10月1日現在、市内に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方
※すでに申請された方は除く
 - ▶ **見舞金額** 年額 20,000 円
 - ▶ **申請期間** 3月1日（月）～3月31日（水）
※土・日・祝祭日は除く（平日の開庁時間のみ受付）
※本年度最後の受付となります
 - ▶ **必要書類** ①「指定難病特定医療費受給者証」
②難病患者本人の預金通帳
③印鑑
④申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）
 - ▶ **申請窓口** 社会福祉課障害福祉グループ（玉造庁舎1階）
麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）
- 【問い合わせ】社会福祉課 障害福祉グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

「元気シニアバンク」に登録しませんか

茨城県では、知識、経験、技能を持つおおむね60歳以上の方が地域で活躍できるよう「元気シニアバンク」を開設しています。

元気シニアバンクに登録された方は「茨城シニアマスター」として、県内さまざまな施設、団体等の依頼に応じて活動します。

【問い合わせ】

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城わくわくセンター

☎029-243-8989

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

長寿企画・援護グループ ☎029-301-3326



広告

借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	

神栖・鹿島セントラル法律事務所

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）鹿島セントラルビル新館5階

弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）茨城県神栖市大野原4-7-11

行方市公式ツイッター つぶやき中！



市政情報、イベント情報や緊急情報など、行方市の情報を幅広くつぶやきます。

【問】政策推進室 ☎0299-72-0811

情報ひろば



行方市の人口

総数	33,770人（-6）
男	16,913人（+5）
女	16,857人（-11）
世帯数	13,078世帯（+47）

令和3年2月1日現在
※外国人住民を含む
()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 市の木 市の鳥
ヤマユリ イチョウ シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり うつけし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー



<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>

市役所 開庁時間

平日（月曜～金曜）
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、お問い合わせください。

SDGsは公平だけでなく公正を目指す

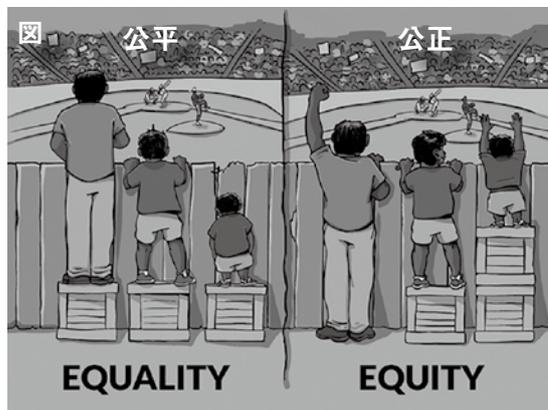
行方市SDGs推進アドバイザー・茨城大学准教授 野田 真里

「公正」と、ここがすごい！SDGs①包摂：「誰一人取り残さない」

前回、SDGsの要点を私なりにわかりやすくまとめた「ここがすごい！SDGs7つのポイント」をお示ししました。これを踏まえて今回は、①包摂：「誰一人取り残さない」と密接に関連しているキーワード、「公正」についてご紹介したいと思います。すでにご紹介したSDGsを含む「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、公正という言葉が随所に出てきます。例えば、「目指すべき世界像」として「最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界」と記されています。

「公平」と「公正」、似ているけれど違いは？

私たちが耳にする公正とよく似た言葉に「公平」がありますね。ちなみに英語では公平はequalityといえます。他方、SDGsでいう公正はequityといえます。日本語でも英語でもよく似ていますね。一目瞭然その違いを分かりやすく示した、面白い図を見つけました。公平(図左)とは「機会の平等」つまり、子どもたちがフェンス越しに野球を観戦するチャンスが等しく与えられていることを意味します。しかし、これだと背の高い子どもは観られても背の低い子どもは観ることができない点に注意が必要です。これに対して、公正(図右)とは、背の高い子ども低い子ども「誰一人取り残さない」で野球を観ることができます。公平は公正を実現するための必要条件なのですが、公平だけで、公正を実現できるわけではありません。



出典：Interaction Institute for Social Change (2016)
<https://interactioninstitute.org/illustrating-equality-vs-equity/>

公正と教育 (SDGs 目標 4)

公正の重要性はSDGsすべてに当てはまります。ここでは、目標そのものに公正が含まれる教育についてみてみましょう。SDGs 目標4には、「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」があります。では、公正な教育とはどのようなものでしょうか？教育の機会が平等に与えられているだけでは公平どまりといえそうです。

例えば、労働政策研究・研修機構(2019)によれば、日本では片親世帯(多くは母子家庭)の半数以上が貧困状態にあるとされています。新型コロナ禍でこうした世帯の状況はさらに深刻化していますし、新たに貧困に陥った世帯も多く、他人ごとではありません。このような困難な状況にある子どもたちは、同じ土台・スタートラインに立つ、それ以前に取り残されています。公正を実現するためには、これを是正するための資源の再配分や政策が必要であり、SDGsはその指針を示すものといえるでしょう。

【問い合わせ】

企画政策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811 mail:seisaku01@city.namegata.lg.jp



広告募集

「市報なめがた」へ広告を掲載しませんか

市では「市報なめがた」に有料広告を掲載される方を募集しています。詳しくは情報政策課まで。

〒311-3892 行方市麻生1561-9 ☎0299-72-0811 FAX0299-72-1537

